

誓 約 書

下記 1 の元請工事契約の履行に伴い、下請契約(以下「本工事契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 元請工事契約

(1) 契約名

御津 成山新田 堤防護岸補修工事 (その 3) 工事請負契約

(2) 発注者 兵庫県西播磨県民局長

(3) 元請負人

ア 住所 兵庫県たつの市御津町苅屋 1 2 0 3 番地 8

イ 氏名 代表取締役 西 畠 泰 司

2 誓約事項

(1) 本工事契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本工事契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本工事契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関われようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額 (同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。) が 200 万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本工事契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときは、発注者が行う本工事契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 5 年 11 月 1 日

オリエンタル・テクノ株式会社 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名

代表者 (職氏名) 〕

電 話

電子メール

〒675-2312

兵庫県加西市北条町北条 1121

株式会社 CS Lead

代表取締役 大崎 和哉

Tel 0790-20-7223 Fax 0790-20-7224

別表(誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓 約 書

下記1の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記の2とおりに誓約する。

記

1 元請工事契約

- (1) 契約名
御津 成山新田 堤防護岸補修工事（その3） 工事請負契約
- (2) 発注者
兵庫県西播磨県民局長
- (3) 元請負人
ア 住所 兵庫県たつの市御津町苅屋1203番地8
イ 氏名 代表取締役 西 畠 泰 司

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としてしないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本工事契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 5 年 11 月 1 日

オリエンタル・テクノ株式会社 様

(受注者)
住 所
(所在地)
氏 名
〔 法人名
代表者 (職氏名) 〕
電 話
電子メール

〒675-2312
兵庫県加西市北条町北条1121
株式会社 CS lead
代表取締役 大崎和哉
Tel 0790-20-7223 Fax 0790-20-7224

